



資料 1

東久留米市地域福祉計画（第 4 次改定）

〔東久留米市成年後見制度利用促進基本計画、東久留米市再犯防止推進計画〕

（骨子案）



令和 6 年 6 月

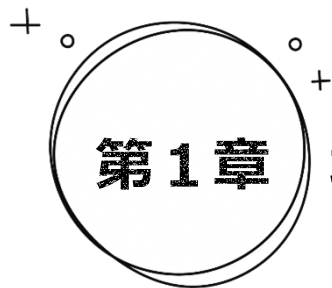
東久留米市

(表紙裏 白紙)

目 次

第1章 地域福祉計画の改定にあたって.....	1
1 計画改定の趣旨.....	2
2 地域福祉の動向（国、都、市の動き）.....	5
3 計画の位置づけ.....	9
4 計画の期間.....	11
5 市民意識調査、関係団体調査の実施.....	12
6 S D G s（持続可能な開発目標）の推進.....	13
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題.....	15
1 人口等の動向.....	16
2 地域活動団体、相談窓口の状況.....	19
3 地域福祉のテーマ（主な課題）.....	21
第3章 計画の基本的な考え方.....	33
1 基本理念.....	
2 基本目標.....	
3 施策体系.....	
4 地域福祉の展開.....	
第4章 施策展開.....	
基本目標1 誰もがつながり、支え合う地域づくり.....	
基本目標2 ニーズ・課題の発見・相談・支援の仕組みの構築.....	
基本目標3 多様性の尊重と権利擁護の推進.....	
基本目標4 安心して暮らし続けられる環境づくり.....	
第5章 計画の推進方策.....	
1 協働を基盤とする計画の推進.....	
2 計画の進行管理.....	
3 進捗状況を測る指標一覧.....	
参考資料.....	
1 第3次計画の振り返り（詳細）.....	

2	統計データ
---	-------------



第1章 地域福祉計画の改定にあたって

第1章は、計画改定の趣旨、計画の位置づけ、計画の期間等、計画改定にあたっての基本的な事項を記載しています。

1 計画改定の趣旨

東久留米市（以下「本市」という。）では、平成 27 年度に 10 年間を計画期間とする「東久留米市地域福祉計画（第 3 次改定）」（以下、「第 3 次計画」）を策定し、自助・共助・公助によるまちづくりを推進してきました。

この間、少子高齢化の進行、社会・経済状況の大きな変化、新型コロナウイルス感染症拡大（以下「コロナ禍」という。）等があり、市民生活に大きな影響を及ぼしてきました。そして、今日では、市民が日々の暮らしで直面している課題がますます複雑化・複合化しており、既存の枠組みを超えた支援がこれまで以上に求められているといえます。

この度、第 3 次計画の計画期間が令和 6 年度末をもって終了することから、本市を取り巻く状況、国や東京都の政策動向等を踏まえ、今後 10 年間の社会の動きを念頭において、「東久留米市地域福祉計画（第 4 次改定）」（以下「本計画」という。）を新たに策定します。

これまで本市では、第 3 次計画で掲げた「新たな“つながり”づくり」という基本理念の下、「支え合うネットワーク」、「誰もが参加できるしくみ」、「必要な支援を受けられる地域社会づくり」に取り組んできました。これは国が平成 28 年 6 月のニッポン一億総活躍プランにおいて示した新しいビジョンである「地域共生社会」の考えを先駆的に取り入れたものです。

本計画では、これまでの成果を生かしながら、市民、市民が中心となる地域活動、事業者、関係機関等が主体的に参画し、分野を超えた協力と連携を一層図ることで、誰もが自分らしく、安心して暮らすことのできるまちづくりをともに進めていくことを目指します。

また、地域福祉として進める支援や仕組みづくりは、成年後見制度の普及や再犯防止のまちづくりにも有効であることから、本計画は、地域福祉計画、成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画の 3 計画を一体的に策定するものです。

〔本計画で用いる用語の定義〕

関係団体 または、 地域活動団体	民生児童委員、主任児童委員、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、ひきこもり家族会支援者、フードパントリー、子ども食堂、福祉有償運送団体、保護司、更生保護女性会、自治会 等
事業者	福祉サービス事業者、商店、企業（ライフライン関連企業、郵便・宅配企業、地域貢献を行う企業等）
関係機関	社会福祉法人、保育・教育機関、医療機関、消防、警察、国や都の行政機関等



コラム 地域福祉

地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

地域で困りごとを抱えた人を支える取り組みは、法に基づく制度化された福祉サービスや事業のみによって実現するものではなく、地域住民やボランティア、行政・関係諸機関、社会福祉関係者が協働して実践することによって支えられています。

特に、社会福祉法第4条において、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重しあいながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。」とされており、地域福祉の推進に向けて地域住民が主体的に参加することが重要となってきています。

▼自助・共助・公助のイメージ



自助

個人や家族が
主体的に活動

例えば…
・近所とのあいさつ
・健康維持



共助

個人や家族で解決できない
問題は市民同士で解決

例えば…
・見守り活動
・地域交流
・助け合い活動



公助

自助・共助で解決できない
問題は行政が解決

例えば…
・福祉サービス
・保険事業
・人材育成



コラム 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で、ひとりで決めることが心配な方々は、財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）などの法律行為をひとりで行うのがむずかしい場合があります。また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。

このような、ひとりで決めることに不安のある方々を法的に保護し、ご本人の意思を尊重した支援（意思決定支援）を行い、共に考え、地域全体で明るい未来を築いていく。それが成年後見制度です。

出典：厚生労働省ホームページ「成年後見制度はやわかり」

<https://guardianship.mhlw.go.jp/personal/>



コラム 再犯防止

「再犯防止には、地域社会で暮らす皆様のご理解とご協力が不可欠です」

犯罪や非行をした人は、いずれは地域社会に戻ります。こうした人たちが再び犯罪をすることなく、地域社会の一員として安定した生活を送るためには、本人が立ち直りに向けた努力をすることはもちろん、地域社会で暮らす皆様のご理解とご協力を得ながら、官民一体となって支援を行っていくことも重要です。



皆様には、まずは再犯防止の取組を知っていただき、それぞれの立場でできることを一緒に考えていただければ幸いです。皆様のご理解・ご協力が被害者も加害者も生まない未来へとつながります。

“社会を明るくする運動”は、全ての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築くための全国的な運動です。

出典：政府広報オンライン「再犯を防止して安全・安心な社会へ」

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201406/1.html>

2 地域福祉の動向（国、都、市の動き）

（１）国の動向

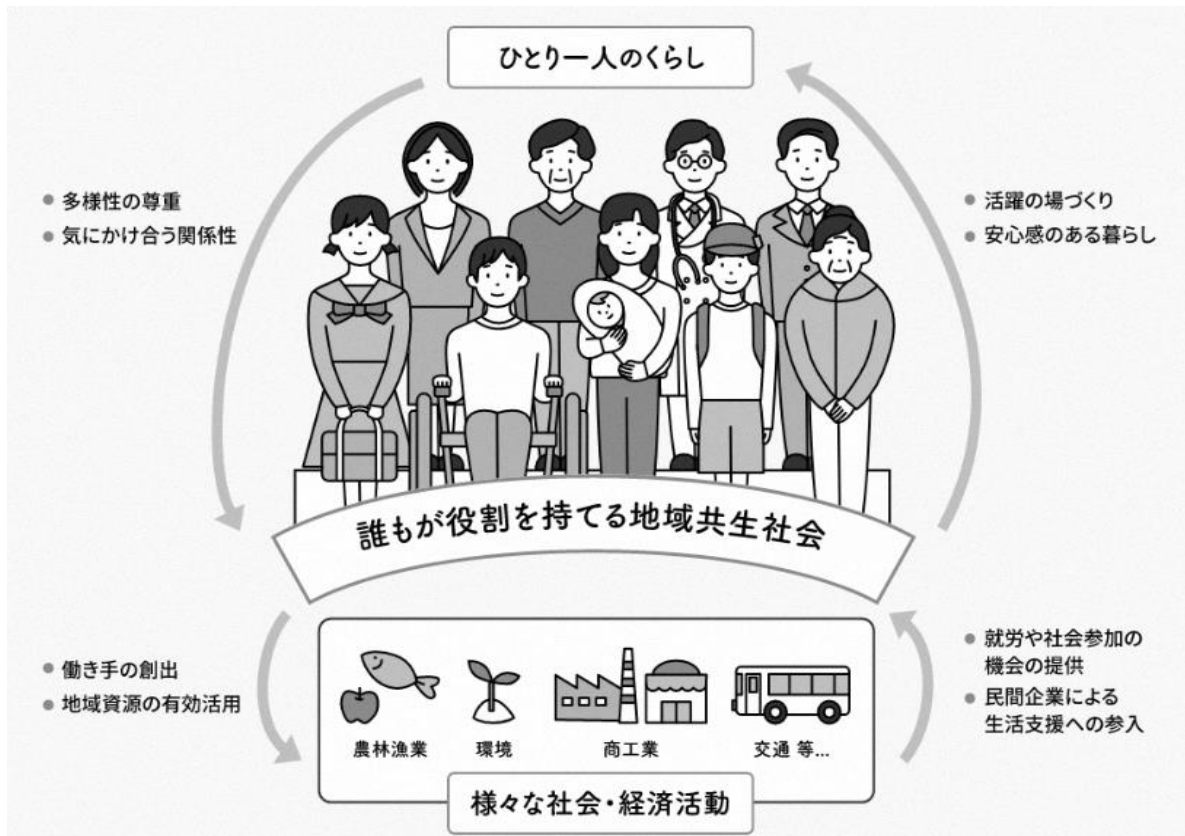
▼国の主な動向

平成 27 年度	● 「生活困窮者自立支援法」施行（平成 27 年 4 月） ● 厚生労働省「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書（平成 27 年 9 月）
平成 28 年度	● 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行（平成 28 年 5 月） ● 「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定（平成 28 年 6 月） ● 「再犯の防止等の推進に関する法律」施行（平成 28 年 12 月）
平成 30 年度	● 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」施行（平成 30 年 4 月）
令和元年度	● 「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行（令和元年 9 月）
令和 3 年度	● 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行（令和 3 年 4 月） ● 「孤独・孤立対策の重点計画 令和 3 年度」閣議決定（令和 3 年 12 月） ● 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定（令和 4 年 3 月）
令和 4 年度	● 「第二次再犯防止推進計画」閣議決定（令和 5 年 3 月）
令和 5 年度	● 「こども基本法」施行（令和 5 年 4 月） ● 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行（令和 5 年 6 月）
令和 6 年度	● 「孤独・孤立対策推進法」施行（令和 6 年 4 月） ● 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行（令和 6 年 4 月） ● 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行（令和 6 年 4 月）

地域福祉計画は、平成 12 年 6 月施行の社会福祉法改正において「地域福祉計画の策定」が規定されて以降、災害時要援護者支援や社会的孤立等、地域で支援を必要とする人の把握や支援、生活保護に至る前段階の生活困窮者支援等を地域福祉計画に盛り込むよう示されました。その後、平成 30 年 4 月施行の社会福祉法一部改正において地方自治体に「地域福祉計画策定の努力義務化」が規定されました。

国では、平成 28 年 6 月のニッポン一億総活躍プランにおいて、少子高齢化や人口減少、地域のつながりの希薄化等の社会情勢を踏まえ、国民の安心した生活を支える新しいビジョンとして、「地域共生社会」の実現が掲げられました。

▼地域共生社会のイメージ



出典：厚生労働省HP「地域共生社会のポータルサイト」

それ以降、「地域共生社会」の実現を目指し、社会福祉法の改正をはじめ、生活困窮者自立支援、子どもの貧困対策、孤独・孤立対策、困難な問題を抱える女性への支援、LGBT理解増進法、こども基本法等、多くの法律が施行されています。また、令和 3 年 4 月施行の地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律に「市町村における包括的な支援体制構築のための支援」が規定され、地域福祉の推進に必要な環境を一体的かつ重層的に整備する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

成年後見制度は、平成 11 年 12 月施行の民法改正によって導入され、平成 12 年度から介護保険事業と同時に開始されました。平成 28 年 5 月には成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行されました。

再犯防止対策は、国全体で再犯者率（検挙人員に占める再犯者数の割合）が増加している状況を踏まえ、平成 28 年に再犯の防止等の推進に関する法律が新たに施行され、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務が規定されました。

(2) 東京都の動向

東京都では、平成 18 年 2 月に「福祉・健康都市 東京ビジョン」を策定しました。その後の社会福祉法改正等の動向を受け、平成 30 年 3 月に「東京都地域福祉支援計画」、令和 3 年 12 月に「第二期東京都地域福祉支援計画」を策定しました。令和 5 年度に「第二期東京都地域福祉支援計画」（計画期間：令和 3～8 年度）の中間見直しを行いました。この中の「権利擁護の推進」に、成年後見制度の利用促進に関する事業を位置づけています。

▼第二期東京都地域福祉支援計画 中間見直しの概要

計画の目指す姿	「人が輝く」東京を目指し、東京における地域共生社会の実現に向け、都、区市町村、関係団体及び地域住民等が一体となって地域福祉を推進する
地域共生社会とは	「高齢者」「障害者」といった制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域住民や、地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の姿。
新たに盛り込む地域生活課題	①複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築（重層的支援体制整備事業の推進） ②孤独・孤立を防ぎ、つながり・支え合う居場所づくりの推進 ③災害に強い福祉の推進 ④デジタル技術の活用とデジタルデバイドの是正
テーマ① 地域での包括的な支援体制づくりのために	● 包括的な相談・支援体制の構築 ● 地域住民等と行政の協働による地域生活課題の解決体制の構築 ● 住民参加を促す身近な地域の居場所づくり ● 地域住民等による地域の多様な活動の推進 ● 対象を限定しない福祉サービスの提供
テーマ② 誰もが安心して地域で暮らせる社会を支えるために	● 住宅確保要配慮者への支援 ● 生活困窮者への総合的な支援体制の整備 ● 多様な地域生活課題への対応 ● 権利擁護の推進 ● 災害時要配慮者対策の推進
テーマ③ 地域福祉を支える基盤を強化するために	● 民生委員・児童委員の活動への支援 ● 福祉人材の確保・定着・育成 ● 福祉サービスの質の向上

再犯防止対策は、令和元年 7 月に「東京都再犯防止推進計画」、令和 6 年 3 月に「第二次東京都再犯防止推進計画」（計画期間：令和 6～10 年度）を策定しました。

▼第二次東京都再犯防止推進計画の主な取組

1 就労・住居の確保等	4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等	
3 非行の防止・学校と連携した修学支援等	5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
	6 再犯防止のための連携体制の強化等

(3) 本市の動向

本市は、最初の「東久留米市地域福祉計画」(計画期間：平成6～15年度)を策定して以降、10年毎に第2次改定(計画期間：平成17～26年度)、第3次改定(計画期間：平成27～令和6年度)を行い、法律や制度の改正や社会情勢の変化を踏まえながら、常に次の10年間を見据えた地域福祉を進めてきました。

▼第3次改定計画期間の振り返り

前期3か年 (H27～29年度)	● 地域福祉コーディネーター等の配置、地域福祉課題に対応する「互助」のしくみに向けたモデル地区(弥生)の立ち上げ準備等、概ね計画通りに進めました。
中期3か年 (H30～R2年度)	● 地域福祉コーディネーターの体制整備やキックオフイベント(弥生地区秋まつり)を開催し、前期からのステップアップを図りました。 ● その矢先、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大(パンデミック)により、多くの地域福祉活動や事業が休止・延期を余儀なくされました。 ● 令和2年初頭から数年続くコロナ禍は、経済活動の停滞に伴う生活困窮世帯の増加、外出自粛から孤立やひきこもりにつながるなど様々な生活課題を顕在化させました。 ● 一方で、ひきこもり家族会準備会やフードパントリーが立ち上り、住民同士の新たな互助の取組が始まるきっかけになりました。
後期4か年 (R3～6年度)	● コロナ禍の中で少しずつ事業を再開し、「住みよいまち弥生」の誕生、成年後見制度の体制強化、フードドライブへの支援開始等を行いました。 ● 令和6年度現在は、令和5年の新型コロナウイルス感染症の5類移行を機に、関連事業の推進と再構築に取り組んでいるところです。

直近の第3次改定では、市民相互のつながりが希薄化し、困っている近隣住民に手を差し伸べる機能が地域の中で弱まっている状況の中、新たな社会的課題となってきた、ひきこもり、虐待被害、災害時の避難支援等、それまで福祉の対象になりにくかった社会的援護を要する人たちへの支援を含めた地域福祉を進めるため、10年間の基本理念に「新たな“つながり”づくり」を掲げて、市民、関係団体・機関、行政が協力・連携する「支え合いの地域づくり」をめざして、前期・中期・後期の3つのフェーズで取り組みました。

計画期間の途中、新型コロナウイルス感染症拡大(パンデミック)により、多くの地域福祉活動や事業が休止・延期を余儀なくされましたが、そうした中でも、地域福祉コーディネーター等の配置、モデル地区(弥生)の誕生、ひきこもり家族会準備会立ち上げ支援等、「新たな“つながり”づくり」に向けて一歩ずつ進めてきました。

3 計画の位置づけ

◇法的位置づけ

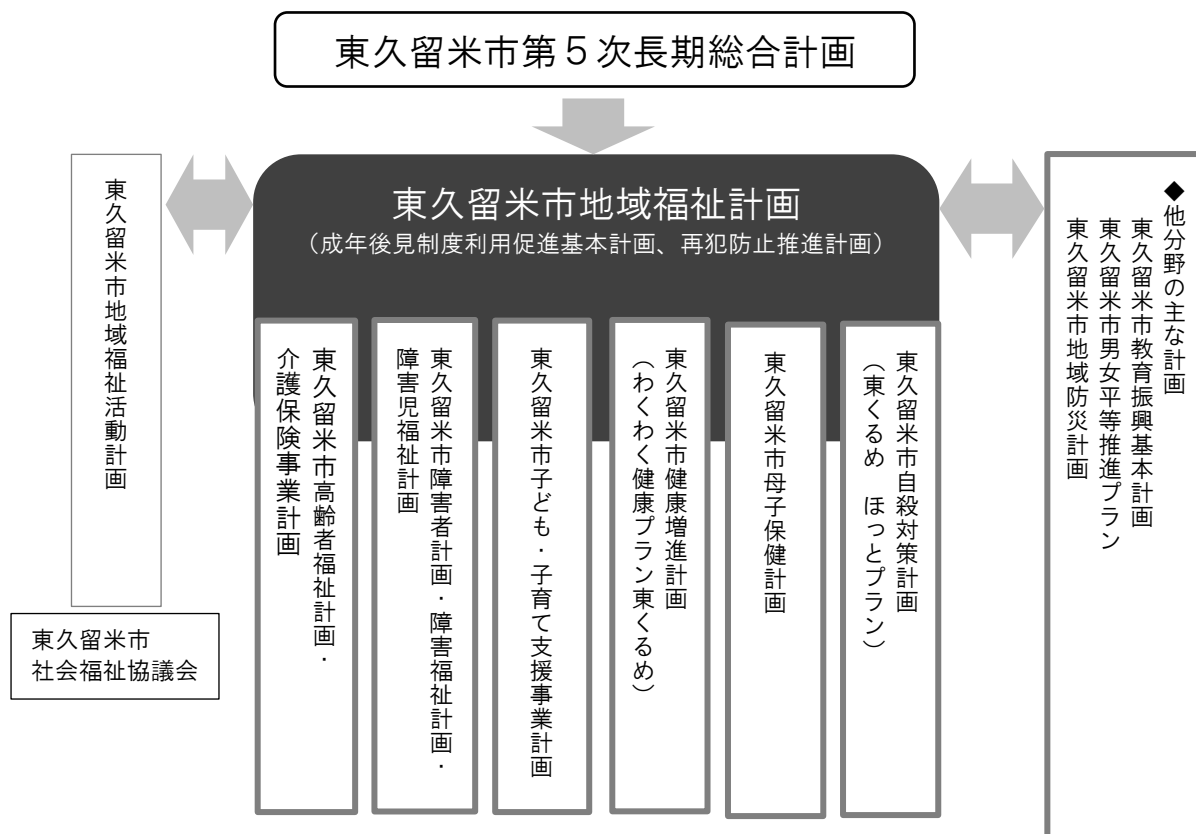
本計画に盛り込む3つの計画は、法律に位置づけられた法定計画です。

- 地域福祉計画は、「社会福祉法」第107条に規定された市町村地域福祉計画
- 成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定された市町村成年後見制度利用促進基本計画
- 再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定された地方再犯防止推進計画

◇市政における位置づけ

地域福祉計画は、平成30年4月の社会福祉法改正により、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項」を定める福祉分野の「上位計画」に位置づけられました。そのため、市政の最上位計画である「東久留米市第5次長期総合計画」のもと、個別の福祉分野（高齢者、障害者、子育て支援等）に共通するテーマに関する取組を定める、福祉分野の基本計画としての性格を持つものです。また、本市の福祉サービス・事業の中心的な組織である東久留米市社会福祉協議会と緊密な連携を図るものです。

▼主な計画との関連





コラム 地域福祉の一翼を担う東久留米市社会福祉協議会

本市が進める地域福祉の理念や仕組みをつくる計画が、「地域福祉計画」です。

本市の理念を共有し、取組や仕組みを実現・実践する役割を担う社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会（以下「東久留米市社協」という。）が策定する事業計画が、「地域福祉活動計画」です。本市及び東久留米市社協が策定・推進する2つの計画は、いわば“車の両輪”であり、緊密に連携しながら、地域福祉の取組をスピードアップさせていくものです。

東久留米市社協では「いざ、というときでもここに住んでいれば安心」子どもからお年寄りまでどんなひとと“互いに支えあいながら安心して生活できるまち”の実現に向けて、地域住民を中心に、様々な立場の人（行政や福祉関係機関等）と“輪”を広げながら色々な福祉事業を展開しています。



東久留米市社協公式マスコットキャラクター「くるみちゃん」

※社会福祉協議会（通称：社協）は、社会福祉法により都道府県・市区町村に設けられた民間の社会福祉団体

4 計画の期間

本計画に盛り込む3つの計画は、令和7年度から令和16年度までの10年間を計画期間とします。3つの計画は、様々な分野の進捗をふまえて、市民と行政との協働を重視した計画であるため、進捗のフォロー、他の計画との整合性に配慮しながら取り組みます。

▼主な計画の期間

計画名		年度	令和 7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
		計画期間								(10 年毎の計画)		
長期総合計画	基本構想											
	基本計画	前期	後期						(5 年毎の計画)			
地域福祉計画		計画期間										
成年後見制度利用促進基本計画		計画期間										
再犯防止推進計画		計画期間										
高齢者福祉計画・介護保険事業計画		計画期間	(3 年毎の計画)									
障害者計画・障害福祉計画・ 障害児福祉計画		計画期間	(3 年毎の計画)									
健康増進計画 (わくわく健康プラン東くるめ)		計画期間						(5 年毎の計画)				
子ども・子育て支援事業計画		計画期間						(5 年毎の計画)				
東久留米市母子保健計画		計画 期間	(6 年毎の計画)									
東久留米市自殺対策計画 (東くるめ ほっとプラン)		計画期間						(5 年毎の計画)				
地域福祉活動計画 (市社会福祉協議会)		計画期間										

5 市民意識調査、関係団体調査の実施

◇市民意識調査

本計画の策定にあたり、市民（18歳以上）を対象に、地域福祉、成年後見制度、再犯防止に関する市民の意見や日頃から感じている地域課題などをお聞きし、計画策定に役立てることを目的に実施しました。

▼実施概要

対象	市内在住の18歳以上市民より無作為抽出 2,000名
調査方法	調査票の郵送配付／調査票の郵送回答またはインターネット回答（回答者選択）
調査期間	令和5年11月13日～12月4日
回答	842名（回答率 42.1%）

◇関係団体調査

本計画の策定にあたり、市内で活動する個人・団体を対象に、地域福祉、成年後見制度、再犯防止に関する本市の現状や課題を把握することを目的に実施しました。

▼実施概要

区分	アンケート調査	インタビュー調査
対象	市内で活動する個人・団体（*） 90件	アンケート回答者のうち、5団体
調査方法	調査票の郵送配付 調査票の郵送回答またはインターネット回答（回答者選択）	アンケート回答に基づくインタビュー
調査期間	令和5年10月23日～11月10日	令和5年12月6日、12月19日
回答	50件（回答率 55.6%）	

* 民生児童委員、主任児童委員、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、ひきこもり家族会支援者、フードパントリー、子ども食堂、福祉有償運送団体、保護司、更生保護女性会、自治会

6 S D G s（持続可能な開発目標）の推進

本市は、令和5年8月に「東久留米市SDGs推進方針」を定め、SDGsの達成に向けて全庁で推進しています。東久留米市第5次長期総合計画では地域福祉分野に該当するSDGsの目標を位置づけています。

▼地域福祉分野で推進するSDGsの目標（東久留米市第5次長期総合計画）

基本目標 いきいきと健康に暮らせるまち

基本的な施策 支え合う地域福祉の推進

SDGs の目標	1 貧困をなくそう	8 働きがいも経済成長も
	3 すべての人に健康と福祉を	10 人や国の不平等をなくそう
	4 質の高い教育をみんなに	17 パートナーシップで目標を達成しよう

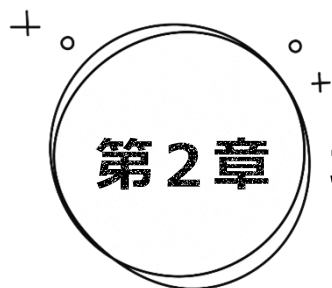
（参考）SDGs（持続可能な開発目標）の概要

SDGs（Sustainable Development Goalsの頭文字をとって「エスディージーズ」という。）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、令和12年までに持続可能でよりよい世界をめざす、17のゴール（目標）と169のターゲットから構成された国際目標です。これらは、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、持続可能な世界を実現するための統合的取組です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



（白紙ページ 章始まり（中扉）が奇数になるよう。）



第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

第2章は、人口等の動向、地域資源等の状況、また、市民意識調査や審議会等の意見を踏まえて、これからの地域福祉のテーマ（主な課題）を記載しています。

1 人口等の動向

(1) 人口の変化

本市の人口は、外国人住民は増えているものの、市全体では「社会増」を「自然減」が上回ったことにより、平成30年から令和5年にかけて、総人口はわずかに減少しました。

将来推計をみると人口減少が進みます。その中で65歳以上人口（高齢者）は増加し、令和22（2040）年に総人口の3割を超えます。また、85歳以上人口も増加する見通しです。

▼人口データ

	平成30年		令和5年		推計 令和22年 (2040)
総人口	116,779 人	↓	116,635 人	↓	109,472 人
0 歳～14 歳	14,195 人	↓	13,773 人	↓	11,513 人
15 歳～64 歳	69,737 人	↓	69,251 人	↓	60,069 人
65 歳以上	32,847 人	↑	33,611 人	↑	37,890 人
65 歳以上の割合 (高齢化率)	28.1%	↑	28.8%	↑	34.6%
85 歳以上の割合	4.1%	↑	5.6%	↑	7.2%
外国人住民 (総人口の内数)	1,955 人	↑	2,623 人		
社会動態	426 人	↓	418 人		
自然動態	-367 人	↓	-777 人		

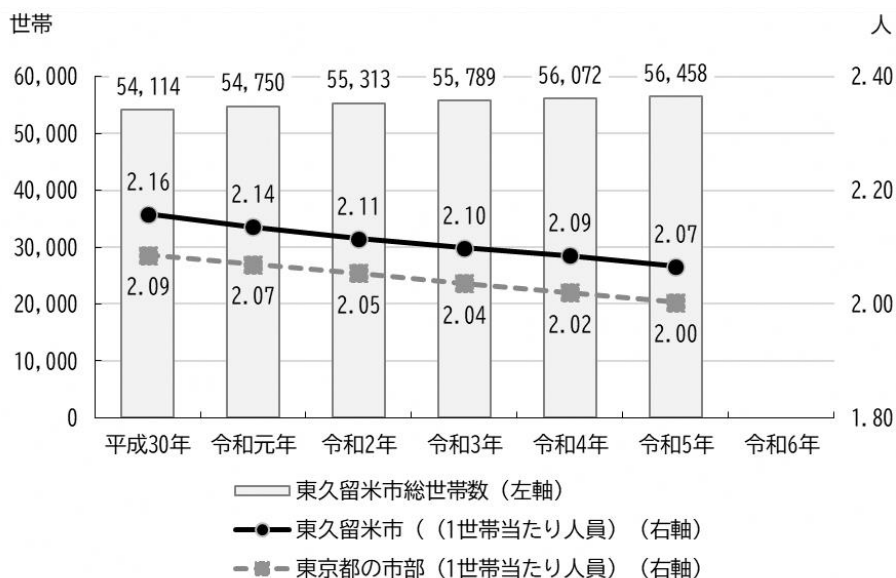


※参考資料に「統計データ」を掲載しています。

(2) 世帯の変化

本市の世帯数は、毎年約 500 世帯（平均）増加しています。その中で1世帯当たり人員は、東京都の市部平均よりは高いものの、ゆるやかに低下しており、世帯の小規模化が進んでいます。

▼総世帯、1世帯当たり人員（世帯、人）



出典：住民基本台帳（各年 10 月 1 日）

本市の高齢者ひとり暮らし世帯数は、平成 30 年から令和 5 年にかけて約 1,400 世帯増加しました。令和 5 年は 10,909 世帯となり、総世帯数の 2 割近くを占めています。

▼ひとり暮らし高齢者世帯

区分	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
ひとり暮らし高齢者（世帯）	9,509	9,893	10,171	10,432	10,356	10,909	
総世帯数に占める割合（％）	17.6	18.1	18.4	18.7	18.5	19.3	

出典：住民基本台帳（各年 10 月 1 日）

本市の 15 歳未満世帯員のいるひとり親世帯数は約 350 世帯となっています。

▼ひとり親世帯（母子世帯、父子世帯の合計）（世帯）

区分	6 歳未満世帯員のいる 一般世帯	12 歳未満世帯員のいる 一般世帯	15 歳未満世帯員のいる 一般世帯
ひとり親世帯	69	237	343

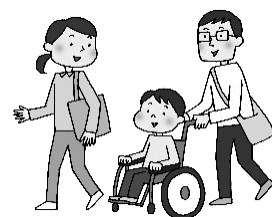
資料：国勢調査（令和 2 年）

(3) 地域福祉に係る主な状況

要介護（要支援）認定者数、障害者手帳所持者数とも、平成30年から令和5年にかけて増加しています。要介護（要支援）認定者数は、今後の高齢者人口の増加に伴いさらに増える見通しです。障害者手帳所持者数は増加しており、その中でも近年は愛の手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数が特に増加しています。生活保護被保護世帯はわずかに増加しています。保護率（人口千人あたりの被保護世帯人員比率）は低下傾向です。本市の成年後見関係事件申立件数は増加しています。また、市内の相談延べ件数は増加しています。田無警察署管轄内（西東京市、東久留米市）で令和5年に検挙された刑法犯件数は1,500件程度です。

▼地域福祉に係るデータ

	平成30年		令和5年		推計 令和22年 (2040)
要支援・要介護者 認定者数	5,896人	↑	7,060人	↑	7,869人
要支援・要介護者 認定率	17.9%	↑	21.0%	↓	20.8%
障害者手帳所持者数	5,119人	↑	5,895人		
身体障害者手帳 所持者数	3,379人	↓	3,294人		
愛の手帳所持者数	886人	↑	1,044人		
精神障害者保健福祉 手帳所持者数	854人	↑	1,557人		
生活保護被保護世帯	1,696世帯		●世帯		
生活保護の保護率	19.6‰	↓	19.1‰		
成年後見関係事件 申立件数	32件	↑	46件		
市内の成年後見制度 相談延べ件数	1,732件		2,756件		
田無警察署管轄内の 刑法犯件数	1,870件	↓	1,541件		



※参考資料に「統計データ」を掲載しています。

2 地域活動団体、相談窓口の状況

(1) 地域活動団体の状況

本市では、自治会をはじめとして市民が主体的に実践する活動、市民生活や福祉に貢献する活動等、地域で支え合う共助の活動が行われています。地域活動を通じて把握された困りごとや福祉ニーズ等は市役所や関係機関に連絡していただき、緊急性や内容等に応じた対応に努めています。

▼主な地域活動団体

区分	人数等 (令和6年3月31日現在)	概要
自治会	117 団体	地域の共助力向上を目指し、生活環境の向上に向けた取組、防災・防犯活動等、様々な活動を行う。
ボランティアセンター	(登録数) 28 団体、個人 77 名	市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターに登録された団体や個人が、福祉や災害等様々なボランティアを行っている。
フードパントリー 子ども食堂	8 団体 (フードパントリー3、 子ども食堂 5)	無料または低料金で子どもたちに食事やコミュニティの場を提供するボランティア活動を行う。
ひきこもり家族会支援者	4 名	ひきこもりで悩む家族や本人、また、地域福祉コーディネーターや支援団体等の支援者が定期的に集まり、交流、情報提供を行う。
民生児童委員 (うち、主任児童委員)	54 名 (6 名)	厚生労働大臣から委嘱を受け、市民と行政機関とのパイプ役として地域に根ざした福祉活動を行う。
保護司	25 名	法務大臣から委嘱を受け、犯罪や非行に陥った人の保護観察、生活環境の調整等の更生支援活動等を行う。
更生保護女性会	1 団体	犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行い、青少年の健全育成、犯罪や非行をした少年の改善更生に向けた活動等を行う。

出典：福祉総務課

(2) 相談窓口

本市では、市役所、市社会福祉協議会のほか、福祉サービス事業者、****等で、市民からの相談を受けています。受け付けた相談事案のうち、所管部署だけで対応できない事案は、関係部署が連携して、解決に取り組んでいます。また、福祉サービス事業者や****等で受けた相談については、****しています。

▼市役所、市社会福祉協議会の相談事業（令和6年度）

区分	担当部署	区分	担当部署
生活保護・生活困窮相談	福祉総務課	障害者の総合相談	障害福祉課
高齢者の総合相談	地域包括支援センター（介護福祉課）	子育て総合相談	こども家庭センター
ひとり親家庭での生活全般に関する相談	児童青少年課	男女平等に関する相談	市男女平等推進センター（生活文化課）
ひきこもりに関する相談	市社会福祉協議会（地域福祉コーディネーター）	権利擁護（成年後見制度）に関する相談	市社会福祉協議会（成年後見制度推進機関）

出典：福祉総務課（令和5年度）

▼所管部署だけで対応できない事案等の対応（イメージ図）

作成中

3 地域福祉のテーマ（主な課題）

本市の地域福祉を取り巻く現状、予想される社会の主な動き、調査結果と審議会意見を踏まえて、これからの地域福祉のテーマ（主な課題）をまとめました。

◇予想される社会の動き

- ア 高齢者の増加に伴うフレイル予防⁽¹⁾、孤立状態からの社会参加や職業的自立の支援、地域生活を希望する障害者やひとり暮らし高齢者の増加に伴う住まいの確保や生活支援、高齢の介護者や本人が意識をしていないヤングケアラーを含むケアラーの支援等、求められる福祉ニーズはさらに複雑化・複合化し、かつ、増加する。
- イ 外国人の増加、ジェンダーアイデンティティ⁽²⁾や価値観の多様化が進み、様々な背景を持つ一人一人の個性を尊重し、それぞれの違いを認め合う社会の形成が求められる。
- ウ あらゆる政策において、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の視点が求められている。
- エ 後期高齢者の増加、障害者本人や家族の高齢化に伴い、本人の権利擁護の取組や成年後見を必要とするケースが増える。
- オ 人生100年時代を迎え、年齢に関係なく、地域や社会のために活動する意欲のある人が活躍できる機会が求められる。また、地域共生社会の実現の観点からも、子ども、若者、高齢者、障害者、外国人等が活躍の場を地域で広げることが期待される。
- カ 地域には社会的に孤立する人や支援を利用しない人もいる。しかし、誰かが見守り続け、つながる機会を逃さない仕組みが求められる。
- キ 災害時に備えて、日頃から顔の見える関係づくり、住民主体の避難所運営、避難生活に必要な配慮等、身近な地域だからこそできる災害対策が求められる。
- ク 重層的支援体制整備事業の制度を踏まえ、従来の取組を活かしつつ、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の各取組を一体的に推進していく方法を検討していく必要がある。
- ケ コロナ禍の「効果」として急速に普及したデジタルの力を、様々な分野で効果的に活用していくことが期待される。
- コ 自ら活動資金を調達して社会貢献を行う地域活動団体も増えている。そうした団体と自治会や行政がゆるやかにつながる関係づくりが期待される。

¹ フレイルとは、「加齢により心身が老い衰えた状態」のこと。高齢者のフレイルは、生活の質を落とし、様々な合併症も引き起こす危険がある。一方、フレイルは、早く介入して対策を行うことで、元の健常な状態に戻る可能性がある。（出典：公益財団法人長寿科学振興財団「健康長寿ネット」）

² ジェンダーアイデンティティとは、「自身の性別についてのある程度の一貫性を持った認識」を指す。（出典：内閣府「性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進パンフレット」）

テーマ1 地域内のつながり、市民同士の支え合いの一層の推進

◇調査結果と審議会意見

これまでの取組 (第3次計画の振り返り)	● 平成27年9月に市西部地域に地域福祉コーディネーターを配置(市社会福祉協議会委託)した。 ● 地域福祉コーディネーターとともに、モデル地域(試行事業)として弥生地区に「住みよいまち弥生」の組織を作り、住民の自主組織として運営できるようになった。 ● 地域福祉コーディネーターが行政やNPO等と連携し、また、生活困窮相談支援員と協力した個別支援体制ができた。 ● 生涯学習団体、NPO法人、指定管理者等と市民が連携し、それを市が応援していく体制づくりを進めている。
市民意識調査	● となり近所とは「あいさつ程度」の付き合いが多い。 ● 地域のつながりを感じていない傾向がうかがえ、地域のつながりに対する意識が希薄化しつつある一方、“地域のつながりの必要性”を感じる市民は7割を超える。 ● 市民が参加したい(しやすい)地域活動の条件として、同じ関心や志向を持つ人同士の活動、時間や期間にしばられない活動の希望が多い。
関係団体調査	● 自治会に加入していても、つながりが少なく、関わろうとしない。役員のなり手不足。 ● 自治会・町内会の解散を耳にしている。向こう三軒両隣のような意識を向上させる手立てが必要である。 ● 民生委員の空白区が多く、地区で活動に差がでてしまう。 ● 対応できない困りごとに、「孤独・孤立」、「ひきこもり」が多い。 ● 食に困っている人はそれ以外にも困りごとを抱えている人が多い。いざという時に頼れる子育て支援団体の充実が必要になる。
審議会意見 ▶ネットワークをつなぐコーディネートのしくみ	● 住民だけの共助である必要はなく、福祉施設・事業所等の関係機関とともに取組みをすすめていくことが大切になる。 ● 地域福祉コーディネーターに関する課題の対策を具体的な計画に。 ● 弥生地区の効果検証を行い、他2地区への配置に対するエビデンスを整理する。弥生地区での効果が発揮できるまで5年掛かったように、地域づくりには中長期的な視点が必要となる。 ● 包括的支援体制の構築が課せられていることを踏まえ、生活困窮、高齢、児童、障害、地域福祉分野を包括するコーディネート機能、分野の横断的な連携を図る関係構築会議のような場が必要となる。 ● 各分野において地域を基盤にした取組や他職種連携の取組はますます求められてくる。その際に全体の調整役、連携促進役、困難ケースに対するスーパーバイザー(管理者)役が必要になる。東部、

中部への配置はもちろんのこと、中長期的な視点で地域福祉コーディネーターの役割の再構築が必要になる。

- 地域福祉コーディネーターの活動から「住みよいまち弥生」が自主組織として運営できるようになった点は非常に大きな意義があり、評価されることだが、一方で、地域福祉コーディネーターの役割が「地域支援」か「個別支援」か定まらない印象を受けた。両方重要ではあるが、人員配置に課題がある現状においては本市における地域福祉コーディネーターのあり方に焦点化し、地域ネットワークとの連携を確立した上で周知に努める必要を感じた。

審議会意見
▶参加と交流の促進

- 「青年・成人期の余暇活動」は東久留米市障害福祉計画でも取り上げられており、まだ道筋が出来ていない状況。
- 市役所の職場体験実習が障害福祉課以外の部署に広がっていないこと、実習後に短時間雇用にステップアップする等の見通しがないことが課題である。商工会で「令和の内職」として中小企業の人材不足解消などを目的として軽作業などの仕事の切り出しを行っていること、地域のコミュニティカフェが障害者の実習を受け入れていることなども掌握していただきたい。
- 地域の人と人をつないでいくには、子供や大人、高齢者など共通するキーワードのもと、つないでいくことが大事だと考えます。現状でのキーワードは「災害」である。
- 隣近所との結びつきが希薄になりつつある今、地域での居場所づくりが求められている。世代を超えた人々が集まり、会話や作業などを通じて気持ちが解放されたり、困りごとのヒントを得たりと、元気な地域づくりに役立っているが、会場の確保が難しい。個人宅の提供では限界があるので、小学校など公共施設を開放してほしい。

※参考資料に「第3次計画の振り返り（詳細）」を掲載しています。

◇これからの課題



- 身近なかかわりを広げる
- 生活の中で支えあうきっかけをつくる

- 住民同士の共助の取組に向けた意識啓発が大切になる。ボランティア活動等に限らず、普段の生活の中で挨拶や見守りをはじめとする身近なかかわりあいを広げていくことが重要である。
- 「つながりを強くしたい」という互助意識を顕在化するきっかけを増やす。例えば、生涯学習講座や地域防災活動を通じて顔が見える関係性を構築することが重要である。



- 地域の中で気軽に交流できる機会を増やす
- 地域活動の活性化に向けた支援を強化する

- 地域の多様な資源や自然環境、デジタル技術も生かして、市民、地域、団体、事業者等を中心に地域の居場所（サードプレイス）を増やし、世代間の交流や市民同士のつながりに広げていくことが重要である。
- 自治会、町内会、マンション管理組合、自主防災組織、消防団等、既存の組織が創意工夫をして取り組んでいる活動を生かし、さらなる地域活動の活性化が重要。
- ボランティア活動、社会福祉法人、サービス事業者、商工会、企業、大学等との分野横断的な連携・協働を進め、相乗効果を生みながら、様々な形（交流、スポーツ、就労等）で地域の中で一人一人の力を発揮できる機会を増やすことが重要である。
- 地域活動やボランティア活動の担い手の高齢化や減少がみられる中、活動に意向のある人たちが気軽に取り組める仕組みを広げることが重要である。



テーマに係る課題

- ◆ モデルである弥生地区の住民意識が醸成されるまでのプロセスを検証し、本市独自の地域づくりを進めるため、中長期的な視点から地域福祉コーディネーターの役割・機能・人員配置等を再構築する。

テーマ2 ニーズ・課題の発見から相談・支援につなげる仕組みの検討

◇調査結果と審議会意見

これまでの取組 (第3次計画の振り返り)	● 地域福祉コーディネーターが中心となり、令和2年度から、ひきこもり家族会準備会を立ち上げ、令和5年度から、当事者と支援団体主体の家族会となった。 ● 地域福祉コーディネーターは地域づくり活動を通して、地域（住民や団体）で担うこと、行政や専門機関等の公的な対応で担うことを「しくみ」として定着を図っている。 ● 地域福祉コーディネーターによる個別支援（ひきこもり等の相談）は市内全域からの相談に応じ、専門機関につなげるなどの対応を行っている。 ● 市は、ホームページ等によるインターネットで福祉情報の提供を行っている。地区センターでは高齢者向けのスマホ教室を開催するなど、デジタルデバйд対策を実施している。 ● 生活困窮者自立支援法施行当初より、自立相談支援事業及び住居確保給付金事業を主任相談支援員、相談支援員及び就労支援員を設置して相談者のニーズに対応した。生活困窮者を多様なルートから早期発見し、相談支援につなげる関係機関同士の連携を進めている。令和元年度に各相談窓口による庁内情報共有会議を開催し、コロナ禍初期から庁内で連携した対応を実施した。 ● 学校教諭、スクールソーシャルワーカー等から自立相談支援機関につながるケースがあった。令和6年度設置予定の「こども家庭センター」との連携を進める。
市民意識調査	● 多くの市民は、気心の知れた人に相談する傾向が強く、相談先に市役所や社会福祉協議会を挙げる人は多くない。 ● 孤独感を感じている人は、ひとり親と子ども（一番下の子どもが18歳未満）、生きづらさを感じている人がいる世帯、地域への愛着を持たない人は、孤独を感じやすい傾向がうかがえる。 ● 孤立世帯やひきこもり等をはじめ、支援が必要と思われる世帯が全ての地域にみられる。 ● 相談先がわからない困りごとが「ある」は1割近い。中でも、病気で寝たきりの人がいる世帯、生きづらさを感じている人がいる世帯、地域に愛着をまったく感じない人の「ある」割合が多い。困りごとの「収入、就労の問題」は多くの属性に共通する。 ● 市の福祉（サービス）に関する知識や情報の入手方法は、市広報「ひがしくるめ」やパンフレットが多い。また、多くの市民がスマートフォン、パソコン等を使用している。

関係団体調査	● 市内の社会資源では対応できない困りごとや支援等が必要なことは、「孤独・孤立」、「ひきこもり」、「近所付き合い」が多い。 ● 地域で困っている課題への取り組みやサービスのアイデアとして、「孤立・ひきこもりを防ぐための支援」「居場所づくり」「ちょっとした相談ができる場」が上位を占める。
審議会意見 ▶地域資源の発見、 新たな支え合いの 役割を担う地域	● 農林、環境、産業、交通など、従来の地域福祉分野が中心にそえてきた地域資源から、さらに拡充した分野への接点や関係づくり、協働事業の展開の必要性に触れる。 ● 社会的孤立、生活困窮、ひきこもり、虐待、ヤングケアラーなどの新たな担い手のリサーチ方法も求められる。 ● 地域福祉コーディネーターに特化しないよう、第4次計画は重層的支援体制整備事業の制度を踏まえた各取組の一体的な推進を念頭に置くべき。 ● 「重層的支援体制整備事業」に関して本市の方針も明示するべき。 ● 地域の活性化に向けたそれぞれの地域の小さな取組も拾い上げていく必要がある。また、様々な社会資源を軸に地域を活性化することができるのではないかな。 ● 関係団体調査結果報告書に「活動の中で相談を受けた時、どこにつながればよいかわからない」との記載があった。様々な資源がわかり、つなげるため、課題別に地域資源の整理ができないだろうか。また、コロナ禍で後退してしまった「お互い様の支え合い」を回復するきっかけとなる仕掛けが必要である。 ● 近年、若年層は学校等でSDGsの学びも深めており、誰も取り残さない、誰もが貢献できる、持続可能な地域社会という視点で地域に目を向ける若年層が増えていく。若い世代が地域の活動に関心をもち、つながられるようなことが必要になる。 ● 孤立、引きこもりを防ぐための支援、居場所作り、ちょっとした相談ができる場などの施策や民間の活動が当事者に伝わっていない。地域資源の周知は必要である。 ● 地域への支え合いを推進するには、現在ある社会資源の見直しや評価（町会、自治会、民生委員など）が必要となる。
審議会意見 ▶「支援付き地域」 づくり	● 「住民意識の醸成」の明確化が前提として必要であり、醸成されるまでに必要なプロセス、働きかけ、マネジメントを整理したうえで、弥生地区での更なる深化、他地区への波及に触れるべき。 ● 「住民主体」の意義として地域で暮らす住民のニーズを住民が主体的に声を出すことを基本にすることが大切であり、その解決は住民だけ、専門機関だけで解決することなく、協働した地域づくりを進めていく視点が必要である。 ● 「圏域の設定」は他の区市町村でも同じ圏域内で関係機関が協働す

	るうえで有効になっている。そこに多世代が交流できる拠点を設けたり、圏域にアウトリーチできる地域福祉コーディネーターを着実に配置していくことが今後大切になる。 ● 社会的孤立から課題が深刻化しているケースが多い。関係団体調査結果にある「繋いでいく先が見当たらないケースも多い」「どこに相談したらよいのかわからない」「行政に繋がりづらい人々が様々な世代にいらっしゃる」等はどの課題にも共通する事項である。 ● 地域で困っている課題への取組として、新たな制度や場を創設することも大切だが、既存の制度やサービス、様々な地域活動をつなぐ地域連携ネットワークの構築に向けた視点を地域福祉計画に盛り込む必要がある。
審議会意見 ▶相談窓口 ▶コーディネート機能の強化 ▶サービスの質の確保	● 地域福祉コーディネーターもその一つであるが、包括的相談体制や窓口は全分野において求められる機能であり、どこか一つの窓口が一括して担うものではない。従ってどの分野からでも必要な分野につながることでできる相談体制の構築に触れるべきである。 ● 各分野で相談支援が行われているが、「専門機関につなげるなどの対応」について具体的な事例があるとわかりやすい。 ● 福祉サービスのより良い活用方法を考えた時、児童、障害、高齢など、相談窓口の一本化が必要である。それぞれの専門職が共同で対応できるように力を付けていくこと。
審議会意見 ▶（利用者への）情報提供	● デジタル化への対応も大切だが、お年寄りにはこれまでの既存のツールも同時に提供していくことも大切。
審議会意見 ▶生活自立支援施策の充実	● 生活困窮者に対するスティグマ（差別、偏見）はいまだ根強く、それにより、困窮者が声を上げられずに自己肯定感の低下を連鎖させている。生活困窮に陥る構造や現状などを理解する機会が必要である。自立を支える地域づくりとして、土台、基盤を構築することの必要性に触れるべきである。 ● 相談に上がる前の段階の取組みが重要であり、困窮事業ではない、従来の福祉専門領域、民生、商工、地域など多様な分野との困窮事前支援対策を共有できる取り組みの必要性に触れるべきである。 ● 「孤立・孤独支援法」への、自治体の努力義務が必要であり、その取組に関して検討する部署を明確にすべきである。 ● 複雑化している福祉問題に対処するには、多くの機関・団体が顔が見えるコミュニケーションの推進を図っていくことが必要である。 ● 地域福祉の担い手の連携について具体的に考える必要がある。

※参考資料に「第3次計画の振り返り（詳細）」を掲載しています。

◇これからの課題



- 身近で利用しやすい相談体制を充実する
- 困りごとを早期に把握するアウトリーチ活動を充実する

- 市民、地域活動団体、医療機関、福祉サービス事業者等と協力して、日頃から困りごとの話ができたり、経験者から話を聞いたりする、身近な機会を増やすことが重要である。
- 複合的な問題を抱える人や世帯が公的機関等と一緒に解決策を見出せるよう、相談窓口の周知、経験豊富で親身な相談員の配置、市役所や社会福祉協議会が相談しやすくなる工夫等、“頼りになる”相談体制を構築することが重要である。
- 地域活動団体や関係機関と協力し、困りごとを早期に把握するアウトリーチ活動の充実、相談支援に関わる人や関係機関同士が連携するネットワークを強化することが重要である。



- 市民、地域活動団体、関係機関等が協働する仕組みを検討する
- 情報アクセシビリティ（利用しやすさ）の向上を図る

- ひきこもり、8050問題、ヤングケアラー、不登校、虐待、生活困窮、社会的孤立等、複雑化・複合化する生活課題が生まれる背景を市民と関係機関が理解・共有する機会を増やし、自立を支える地域づくりを行うことが重要である。
- 国の重層的支援体制整備事業を活用し、地域福祉に関わる人材育成、学校やスクールソーシャルワーカー（SSW）等との一層の連携、支援団体や当事者団体の立ち上げや運営のサポート等、適切な圏域範囲で地域資源を組み合わせ、市民と関係機関が協働して様々な生活課題に対応する仕組みが重要である。
- 市広報等を通じた最新情報の発信、病気で寝たきりの人を介助する家族（ケアラー）への情報提供、高齢者、障害者、外国人等に配慮したアクセシビリティ（利用しやすさ）の向上、デジタル・デバイド（インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差）の解消を進める。
- 福祉サービス事業者の円滑な運営とサービスの質の向上に対する支援、事業者に関する市民への情報提供の充実を図ることが重要である。



テーマに係る課題

- ◆ デジタル技術の発達を念頭に置き、即時性・個別性・双方向性などを可能にするデジタルツールの活用をあらゆる場面で進める視点を持つ。

テーマ3 多様性の尊重、権利擁護の推進

◇調査結果と審議会意見

これまでの取組 (第3次計画の振り返り)	● 市は東久留米市社協に成年後見制度中核機関運営事業を委託して実施している。
市民意識調査	● 権利擁護制度のうち、成年後見制度については、一定程度、認知されている。 ● 将来の権利擁護制度の利用意向が全体で5割、病気で寝たきりの人がいる世帯では8割と多い。
審議会意見 ▶権利擁護	● 権利擁護だけでなく、虐待防止についても触れていくことが大切である。 ● 成年後見制度の利用促進、市民後見人等の養成は地道に取り組む必要がある。一方、本制度の利用者や市民後見人の評価検証を行う必要がある。

※参考資料に「第3次計画の振り返り（詳細）」を掲載しています。

◇これからの課題



- 男女平等、性的少数者等の理解促進、多文化共生と差別解消の気運を高める
- 「こどもまんなか社会」に向けた取組を進める

- 少子高齢化、国際化、価値観の多様化が進む中、誰もが自分の力を発揮できる地域共生社会の土台として、男女平等、ジェンダー平等⁽³⁾、性的少数者⁽⁴⁾等への理解促進、多文化共生と差別解消の推進を地域全体で取り組むことが重要である。
- 「こども基本法」及び「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の理解促進と、あらゆる分野で「こどもまんなか社会」の実現を目指す視点を取り入れることが重要である。

³ ジェンダー平等とは、「性別に関わらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めてゆくこと」を意味する。ジェンダーは社会的・文化的に作られた性別のこと。(出典：内閣府「みんなで目指す！SDGs × ジェンダー平等」)

⁴ 性的少数者とは、「レズビアン」「ゲイ」「バイセクシュアル」「トランスジェンダー」など、性のあり方が少数派の人々を広く表す総称。また、LGBT、性的マイノリティ、セクシュアルマイノリティとも呼ばれている。(出典：長崎県人権・同和対策課「多様な性への理解と対応ハンドブック」)



- 一人一人の権利を尊重する制度の普及を図る
- 権利擁護に向けた支援のネットワーク化を図る

- 高齢者の増加、介護者や障害者の高齢化等に伴いニーズが増えると予想される事項（サービス利用・契約・葬儀・埋葬の手続き、入院時の保証等）の相談や支援をする仕組みが重要である。
- 権利擁護に対するニーズの高まりを想定し、成年後見制度や任意後見制度の情報提供、社会貢献型後見人（市民後見人）や親族後見人の育成、法人後見の増加、成年後見制度利用における市長申立要件の整備、関係団体のネットワーク構築等に向けて、中核機関（市社会福祉協議会に委託）と連携して取り組むことが重要である。



テーマに係る課題

- ◆ 地域共生社会の実現に向けて市民と関係機関の協力を得られるよう、行政がリーダーシップを発揮する。

テーマ4 安全・安心な暮らしを高める取組の充実

◇調査結果と審議会意見

これまでの取組 (第3次計画の振り返り)	● 災害時要援護者及び避難行動要支援者への避難支援体制の整備を図る災害時要援護者登録名簿を随時更新している。 ● 歩車道の分離、歩道の平坦性や有効幅員の確保等のバリアフリー化に取り組む。東京都福祉のまちづくり条例の整備基準に適合した整備を図る。
市民意識調査	● 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支援する活動や民間協力者の市民の認知度は高くなく、浸透しているとはいえない。 ● 市民の7割強は災害への何らかの備えをしており、地域防災活動に協力する意識を持っている。
関係団体調査	● 緊急時に助け合うことはある。しかし、迷惑をかけたくないという理由で助けを頼めない人もいる。自主防災組織がないことは課題である。
審議会意見 ▶災害時要援護者対策	● 能登半島地震でも福祉避難所が機能していないことは課題としてあがっている。避難誘導後（ダイレクトに福祉避難所へ行くケースもあるが）、避難所生活から、福祉避難所への移動、その後の生活に対する視点を盛り込み、その認知、福祉避難所の具体的整備について触れるべきではないか。 ● 令和6年1月に発生した能登半島地震では、災害時に要配慮者がこれまで暮らしてきた地域を離れて避難することも多くみられた。中には親族等を頼って自主避難するようなこともある。避難行動に支援を着実にを行うとともに、避難後に改めて生活を再建していくことを支援していくことが大切になる。 ● 現行計画は避難支援のみなので避難所運営支援も加えてほしい。地域住民の役割も明記されていると協力しやすい。 ● （避難者名簿の外部提供）同意についてぜひ行って欲しい。手上げ方式ではなく、訪問等で実態把握も含めてやって欲しい。災害について、広域の考え方も必要。東京都の防災計画、埼玉県防災計画も視野に入れた対策を。
審議会意見 ▶福祉のまちづくり	● バリアフリーマップを作り、市内全域に配布できるようにする。相談窓口も記載する。

※参考資料に「第3次計画の振り返り（詳細）」を掲載しています。

◇これからの課題



●立ち直り支援のための気運醸成とネットワークの構築

●緊急時に備えて、日頃から顔が見える関係をつくる機会を増やす

- 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支援する活動や民間協力者の認知度向上と、地域全体に「再犯防止や明るい地域社会を築く一翼を担う」ことの意識醸成が重要である。
- 立ち直りを阻害する複数の要因（安定した仕事や住まいがないことへの不安、地域からの孤立、薬物やアルコールへの依存等）を総合的に解決するため、地域活動団体、事業者、関係機関、市とのネットワーク構築が重要となる。
- 災害時に「自分の身は自分で守ること」の重要性と一人一人が備える対策について、災害時の要配慮者（特に配慮を要する高齢者、障害者、乳幼児等）に接する機会の多い市や関係機関、事業者等を通じて、継続的な情報発信と周知を行うとともに、福祉避難所の確保が重要である。
- 災害時に市民同士で実際の避難支援活動ができるよう、日頃から顔が見える関係性をつくる機会を増やすことが重要である。
- こどもの視点、女性の視点、外国人の視点などから、地域に適した防災対策を進めることが重要である。



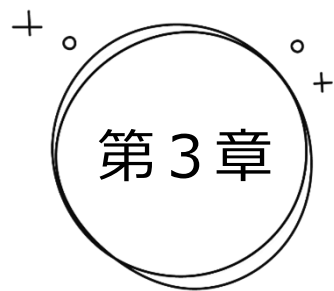
●官民の協力のもと、ハードとソフトのユニバーサルデザインを進める

- 民間と行政が協力し、地域を挙げて施設や設備のユニバーサルデザイン化、市民の心のバリアフリーに関する周知啓発に、様々な分野と連携して取り組むことが重要である。



テーマに係る課題

- ◆ 安心して暮らし続けられる環境をつくるため、市民、関係機関、行政が連携して、地域福祉の活動を通じた取組や工夫を続けていくことが重要である。



第3章 計画の基本的な考え方

(記載予定)

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 施策体系
- 4 圏域の考え方

1 基本理念

基本理念は、今後 10 年間の地域福祉を進めるための基本的な考えを示すものです。第 4 次計画においては次のとおり定めます。



A 案 みんなつながれ！ みんなが主役の地域づくり

A2 案 みんなつながれ！ みんなが主役の“東久留米の地域づくり”

（説明）

人生 100 年時代、多文化共生、地域のつながりの希薄化などが進む社会においては、“つながり”が特に福祉分野においてこれまで以上に重要なキーワードです。これは“地域のつながりの必要性”を感じる市民は 7 割を超えるという市民アンケート結果からも推察できます。

この認識のもと、第 3 次計画（現行計画）の基本理念である「新たな“つながり”づくり」の考えを継承・発展させながら、かつ、市第 5 次長期総合計画のまちづくりの基本理念である「みんなが主役のまちづくり」の実現を目指していくことを表現する案です。

なお、地域福祉計画が福祉分野の上位計画であり、かつ、より多くの分野との連携が個別の福祉分野共通の方向性であることを踏まえ、あえて“福祉”という言葉を使わず、より広い“地域づくり”という言葉で、すべての福祉分野が東久留米市の地域づくり、ひいてはまちづくりの一翼を担っていくことを表現しています。

B 案 世代や分野を超えてともに支え合う、人も地域も輝くまち 東久留米

（説明）

第 3 次計画（現行計画）において全国に先駆けて目指した、基本理念「新たな“つながり”づくり」の核となる“「支援付き地域」づくり」の思想は、国の地域共生社会の理念に重なるものです。つまり、本市ではすでに地域共生社会の理念を含む地域福祉が進められてきたと考えることが出来ます。

この認識のもと、本市らしい地域共生社会をこれからも一層進めていく思想を、時代に適した言葉で表現し直す案です。

C案 みんないきいき みんな安心 みんなが参加する地域福祉の推進

(説明)

地域活動や地域の支え合いの担い手不足が大きなテーマになるこれからの時代において、地域福祉がその解決を図るべく、触媒（化学反応の速度を変化させる物質）の役割を果たす必要があります。

市民生活のあらゆる側面に密接に関連する地域福祉を通じて、年齢、性別、国籍等を問わず、多くの人々が参加・協働する活動を進め、その活動の向こうに、市第5次長期総合計画のまちの将来像に込めた「未来に希望をもって一人ひとりがいきいきと暮らし 人々が行き交い、まちが潤い、魅力あふれるまち」の実現があると考えます。

この考えのもと、市第5次長期総合計画のまちの将来像である「みんないきいき」、すべての市民の願いであろう「みんな安心」、その一翼を担うための「みんなが参加する地域福祉」でありたいという想いを表現する案です。

◇A～C案の作成にあたり参考とした主な資料

▼市第5次長期総合計画

みんないきいき 活力あふれる 湧水のまち 東久留米	まちの将来像
---------------------------	--------

東京都で唯一、「平成の名水百選」に選ばれた 落合川と南沢湧水群をはじめとする湧水や清流に象徴される 水や緑と土が織りなす風景は、東久留米市の誇りです。

わたしたちは、未来に希望をもって一人ひとりがいきいきと暮らし 人々が行き交い、まちが潤い、魅力あふれるまちをめざし、本基本構想におけるまちの将来像として 「みんないきいき 活力あふれる 湧水のまち 東久留米」を掲げます。

みんなが主役のまちづくり	まちづくりの基本理念
--------------	------------

まちづくりの主役である市民一人一人は、人と自然に寄り添い、力を合わせ、さまざまな場面で主体的に力を発揮し、共に創る「みんなが主役のまちづくり」を進めます。

いきいきと健康に暮らせるまち	基本目標（健康福祉分野）
----------------	--------------

超高齢社会にあつて、少子高齢化の進行はもとより、大きく変化する地域社会の機能や世帯構造を踏まえ、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、共に助け合うこと（地域共生社会）が必要です。高齢者や障害者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしく、いきいきと暮らしていくためには、医療・福祉・生活支援などが一体的に提供される仕組みづくりや社会参加を促すことが求められています。健康寿命の延伸や生活の質（Quality Of Life）の向上を実現するためには、自分の健康は自分で維持するという自覚を市民一人ひとりに促すとともに、健康づくりを支援することが求められています。だれもが住み慣れた地域で、いきいきと活躍し、健康で幸せに暮らし続けられるまちをめざします。

支え合う地域福祉の推進	基本的な施策名
-------------	---------

地域における多様な生活課題の解決に向け、地域住民等による解決を支援するとともに、関係機関等と連携した相談体制の充実や自立の促進を図り、支え合う地域福祉を推進します。

▼関連する個別福祉計画

高齢者がいきいきと暮らせる地域づくり	第9期東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本理念
障害のある人が地域で安心して暮らすことができ、自らの意思で参加できるまち	東久留米市障害者計画の基本理念
互いの人権を尊重し、個性と能力をいかし、ともに参画するまち 東久留米	東久留米市第4次男女平等推進プランの基本理念
未設定	第2期東久留米市 子ども・子育て支援事業計画

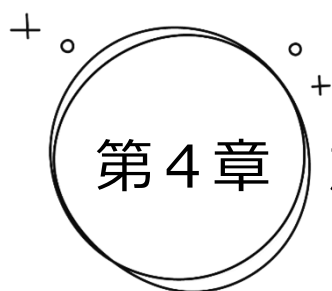
▼第3次計画

基本理念「新たな“つながり”づくり」

- 市民のライフスタイルや価値観の多様化、居住環境の変化に伴い、「住みよい地域づくり」をみんなで考える必要があります。
- さまざまな災害を経験する中で、あらためて人と人とのつながりをみんなが大切にし、住みよい環境をつくっていくことが求められています。
- 従来取り組まれてきた福祉活動をはじめとして、支え合うネットワークの大切さ、誰もが参加できるしくみ・機会が求められています。
- こうした市民一人ひとりの思いをおののの取り組める範囲でつなぎながら、必要な支援を受けられる地域社会づくりが求められています。

▼地域共生社会（国）

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



第4章 施策展開

（記載予定）（仮）

施策1 つながり、支え合う地域づくり

（1）住民主体の交流・活動の場づくり

（2）ボランティア・地域活動の促進

（市民、団体、事業者等の多様な主体の参画）

（3）社会とのつながる環境づくり（分野間連携、マッチング支援）

施策2 発見・相談・支援の仕組みの充実

（1）情報提供と包括的相談支援の充実

（2）地域課題に対応する多機関協働の推進

（3）福祉サービス事業者の支援と質の向上

施策3 多様性の尊重と権利擁護

（1）多様性の尊重と共生の推進（外国人、性的少数者、差別解消等）

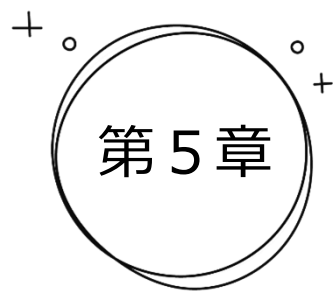
（2）権利擁護支援の推進＜成年後見制度利用促進基本計画＞

施策4 安全・安心な暮らしの実現

（1）立ち直り支援の推進＜再犯防止推進計画＞

（2）避難行動要支援者対策の推進

（3）福祉のまちづくりの推進

A decorative graphic consisting of a circle with a double-line border. Above the circle, there are three small symbols: a plus sign (+), a small circle (o), and another plus sign (+).

第5章 計画の推進方策

(記載予定)

- 1 進捗状況を測る指標の設定
- 2 協働を基盤とする計画の推進
- 3 計画の進捗管理、点検・評価

資料編

(記載予定)

※ 第3次改定の施策毎の主な取組と成果等

- 1 東久留米市社会福祉審議会条例
- 2 東久留米市社会福祉審議会委員名簿
- 3 諮問書、答申書
- 4 東久留米市地域福祉計画検討委員会設置要綱
- 5 東久留米市地域福祉計画検討委員会委員名簿
- 6 計画の策定経過